総 務 省 令 第

묽

る 法 携 帯 律 音 平 声 通 成 + 信 事 七 年 業 者 法 律 12 第 ょ 三 る + 契 約 号) 者 等 第  $\mathcal{O}$ 三 本 条 人 か 確 認 5 等 第 六 及 条 U ま 携 で、 帯 音 第 声 通 九 条 信 役 第 務 +  $\mathcal{O}$ 条 不 及 正 び な 第 利 + 用 七  $\mathcal{O}$ 条 防  $\mathcal{O}$ 止 12 規 関 定 に す

基 づ き 携 帯 音 声 通 信 事 業 者 に ょ る 契 約 者 等  $\mathcal{O}$ 本 人 確 認 等 及 てバ 携 帯 音 声 通 信 役 務  $\mathcal{O}$ 不 正 な 利 用  $\mathcal{O}$ 

年

月

日

に

関

す

る

法

律

施

行

規

則

 $\mathcal{O}$ 

部

を

改

正

す

る

省

令

を

次

 $\mathcal{O}$ 

よう

に

定

 $\Diamond$ 

る。

防

止

令

和

総 務 大 臣 村 上 誠 郎

携 帯 音 声 通 信 事 業 者 に ょ る 契 約 者 等  $\mathcal{O}$ 本 人 確 認 等 及 び 携 帯 音 声 通 信 役 務  $\mathcal{O}$ 不 正 な 利 用  $\mathcal{O}$ 防 止 12

関 す る 法 律 施 行 規 則  $\mathcal{O}$ 部 を 改 正 す る 省 令

る 法 携 帯 律 施 音 行 声 規 通 信 則 事 平 業 者 成 に 十 七 ょ 年 る 総 契 務 約 省 者 令 等 第  $\mathcal{O}$ 百 本 六 人 十 確 七 認 号) 等 及  $\mathcal{O}$ び 携 部 帯 を 音 次 声  $\mathcal{O}$ 通 ょ 信 う 役 に 務 改  $\mathcal{O}$ 正 不 す 正 る な 利 用  $\mathcal{O}$ 防 止 に 関 す

に る L 正 対 対 7 後 次 応 掲 欄 象  $\mathcal{O}$ す 規 げ に 表 定 る る に 掲 そ げ を ょ Ł 改  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ る ŋ を 標 規 正 掲 後 記 定 改 げ 欄 部 IF.  $\mathcal{O}$ 傍 7 12 分 前 に 線 1 撂 欄 な げ を に 掲 1 る 重 付 げ ŧ 対 傍 L 象 線 又 る  $\mathcal{O}$ は 規 を は 規 定 定 付 破 ک لح 線  $\mathcal{O}$ L L た 傍 れ で 線 を て 規 用 定 を 削 移  $\lambda$ だ 付 り、 動 以 部 L L 改 下 又 分 正 改  $\mathcal{O}$ は ょ 後 正 対 破 欄 象 う 線 前 欄 規 に 12 で 掲 定 囲 12 改 げ 掲  $\Diamond$  $\lambda$ だ る げ と 7 改 部 対 る う。 対 分 象 正 を 象 規 前 ک 定 規 欄 定 れ で は 及 改 に で び 改 改 改 順 正 前 正 正 正 次 欄 対 後 前 後 欄 欄 応 に 欄 ک す 12 に に  $\sum_{}$ る 掲 対 れ に れ 応 改 げ

[ロ 略] [ロ 略] 「田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田	和手方と	第三条 法第三条第一項の総務省令で定める方法は、次の各号に掲げる相手方の区分に応じ、そ(本人確認の方法)  [2 略]		[削る]	をいう。 供するソフトウェアを使用して撮影をさせた当該自然人又はその代表者等の容貌の画像情報供するソフトウェアを使用して撮影をさせた当該自然人又はその代表者等に携帯音声通信事業者又は貸与業者が提上 本人確認用画像情報 自然人又はその代表者等に携帯音声通信事業者又は貸与業者が提	<ul><li>「六〜十一略]</li><li>一項及び第三項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書をいう。</li><li>一項及び第三項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書をいう。</li><li>書をいい、法人にあっては、商業登記法(昭和三十八年法律第百二十五号)第十二条の二第書をいい、法人にあっては、商業登記法(昭和三十八年法律第百二十五号)第三条第一項に規定する署名月電子記明</li></ul>	る法律(立伐)四早法律等訂立し三分)等三条等一員こ見至する署名用意と正日の記録のあるもの又は電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認省令第二号)第四条第一号に規定する電子証明書をいう。)であって氏名、住明書(電子署名及び認証業務に関する法律施行規則(平成十三年総務省・法務明書(電子署名及び認証業務に関する法律施行規則(平成十三年総務省・法務	除お証	[一~四 略] による。 第一条 この省令において、次の各号に掲ける用語の意義は、それそれ当該各号に定めるところ	(用語)	改 正 後
「ロ 同上」 「	三項の規定により相手方と方法とする。	第三条 法第三条第一項の総務省令で定める方法は、次の各号に掲げる相手方の区分に応じ、そ(本人確認の方法)  [2 同上]  ことがてきるものをいう。	のたか。。 のたから、 のたかでは、 のででは、 のででであるでは、 のででである。 でいる氏名、住居及び生年月日、当該写真付き本人書類の画像情報であって、当該写真付き本人確認書類に係る画像情報が下ウェアを使用して撮影をさせた当該自然人又はその代表者等の容貌及り、		帯第確	[六〜十一 略]	十五号)第十二条の二第一規定する署名用電子証明書情報システム機構の認証業		<ul><li>[一~四 同上]</li><li>二~四 同上]</li><li>二) 日本 日本</li></ul>		改 正 前

#### [削る]

号において同じ。)に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報の送信を受ける 路(半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和六十年法律第四十三号)第二条第一項 付き本人確認書類(氏名、住居、生年月日及び写真の情報が記録されている半導体集積回 して、本人確認用画像情報の送信を受けるとともに、当該自然人又はその代表者等の写真 十一条第一項第一号ハ、第十九条第一項第一号ハ及び第三号ハ並びに第二十条第一項第三 当該自然人又はその代表者等から、携帯音声通信事業者が提供するソフトウェアを使用 .規定する半導体集積回路をいう。) が組み込まれたものに限る。次条第一項第三号、第

郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法 半導体集積回路に記録されている相手方の住居にあてて、携帯音声通信端末設備等を書留 して、第五条第一項第一号ロ⑵に掲げる書類(氏名、住居及び生年月日の情報が記録され 号二、第十九条第一項第一号二及び第三号二並びに第二十条第一項第四号において同じ 当該自然人又はその代表者等から、携帯音声通信事業者が提供するソフトウェアを使用 いる半導体集積回路が組み込まれたものに限る。次条第一項第四号、第十一条第一項第 に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報の送信を受けるとともに、当該

付する方法 の住居にあてて、携帯音声通信端末設備等を書留郵便等により転送不要郵便物等として送 は発給されたものを除く。)の送付を受けるとともに、当該書類に記載されている相手方 当該自然人又はその代表者等から第五条第一項第一号二に掲げる書類(一を限り発行又

[削る]

## 略

#### チ||ト||へ| [略]

同法第十七条第三号に規定する国外転出者に限る。リにおいて同じ。)又はその代表者等 の住居にあてて、携帯音声通信端末設備等を書留郵便等により転送不要郵便物等として送 は発給されたものを除く。 から第五条第一項第一号へに掲げる書類又は同項第三号に規定するもの(一を限り発行又 当該自然人(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の適用を受けない者及び )の送付を受けるとともに、 当該書類に記載されている相手方

信端末設備等を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法 の送付を受けるとともに、当該写しに記載されている相手方の住居にあてて、 当該自然人又はその代表者等から第五条第一項第一号又は第三号に規定する書類の写し 携帯音声通

二 法人 次に掲げる方法のいずれか

当該法人の代表者等から第五条第一項第二号又は第三号に規定する書類の送付を受ける

↑ 当該自然人又はその代表者等から、携帯音声通信事業者が提供するソフトウェアを使用 して、特定本人確認用画像情報の送信を受ける方法

|| 当該自然人又はその代表者等から、携帯音声通信事業者が提供するソフトウェアを使用 号において同じ。)に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報の送信を受ける して、本人確認用画像情報の送信を受けるとともに、当該自然人又はその代表者等の写真 十一条第一項第一号ニ、第十九条第一項第一号ニ及び第三号ニ並びに第二十条第一項第四 路(半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和六十年法律第四十三号)第二条第一項 付き本人確認書類(氏名、住居、生年月日及び写真の情報が記録されている半導体集積回 に規定する半導体集積回路をいう。)が組み込まれたものに限る。次条第一項第四号、第

[新設]

留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法 項第三号に規定するもの (一を限り発行又は発給されたものを除く。) の送付を受けると ともに、当該書類に記載されている相手方の住居にあてて、携帯音声通信端末設備等を書 当該自然人又はその代表者等から第五条第一項第一号二若しくはへに掲げる書類又は同

信端末設備等を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法 の送付を受けるとともに、当該写しに記載されている相手方の住居にあてて、 当該自然人又はその代表者等から第五条第一項第一号又は第三号に規定する書類の写し 携帯音声通

同上

チ [同上]

[新設]

[新設]

二 法人 次に掲げる方法のいずれか

口

当該法人の代表者等から第五条第一項第二号又は第三号に規定する書類の送付を受ける

とともに、当該書類に記載されている相手方の本店又は主たる事務所の所在地(当該書類 音声通信端末設備等を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法 に支店又は従たる事務所の所在地の記載があるときは、これらを含む。)にあてて、携帯

情報をいう。以下同じ。)の送信を受ける方法(当該法人の代表者等(当該法人を代表す る権限を有する役員として登記されていない法人の代表者等に限る。)と対面しないで当 六号)第三条第二項に規定する指定法人から登記情報(同法第二条第一項に規定する登記 該申告を受けるときは、当該方法に加え、当該法人の本店又は主たる事務所の所在地にあ 当該法人の代表者等から当該法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の申告を受 かつ、電気通信回線による登記情報の提供に関する法律(平成十一年法律第二百二十 携帯音声通信端末設備等を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法) 等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第三十九条第四項の規定により公表され 認する方法(当該法人の代表者等と対面しないで当該申告を受けるときは、当該方法に加 ている法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地(以下「公表事項」という。)を確 けるとともに、当該法人に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用 当該法人の代表者等から当該法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の申告を受 当該法人の本店又は主たる事務所の所在地にあてて、 携帯音声通信端末設備等を書留

略

[削る]

ヘホ 相手方の本店又は主たる事務所の所在地にあてて、 第一項第三号に規定する書類の写しの送付を受けるとともに、当該写しに記載されている により転送不要郵便物等として送付する方法 当該法人(外国に本店又は主たる事務所を有する法人に限る。)の代表者等から第五条 携帯音声通信端末設備等を書留郵便等

2 関する法律第三十九条第四項の規定により公表されている相手方の住居又は本店若しくは主た ことをもって代えることができる。 る事務所(当該書類又はその写しに支店又は従たる事務所の記載があるときは、これらを含む 当該登記情報に記録され、又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に 提示若しくは送付された書類若しくはその写しに記載され、当該半導体集積回路に記録され、 びニにあっては、括弧書に規定する方法に限る。) による携帯音声通信端末設備等の送付は、 )において、携帯音声通信事業者の職員が当該相手方に携帯音声通信端末設備等を交付する 前項第一号口、 ニ、ホ、チ及びリ並びに第二号ロからニまで及びへに掲げる方法(同号ハ及

'3 5

(代表者等の本人確認の方法)

第四条

る方法 )にあてて、携帯音声通信端末設備等を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付す に支店又は従たる事務所の所在地の記載があるときは、これらを含む。ハにおいて同じ。 とともに、当該書類に記載されている相手方の本店又は主たる事務所の所在地(当該書類

新設

[新設]

を受けるとともに、当該写しに記載されている相手方の本店又は主たる事務所の所在地にあ てて、携帯音声通信端末設備等を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法 [同上] 当該法人の代表者等から第五条第一項第二号又は第三号に規定する書類の写しの送付

[新設]

2 、これらを含む。)において、携帯音声通信事業者の職員が当該相手方に携帯音声通信端末設 備等を交付することをもって代えることができる。 店若しくは主たる事務所(当該書類又はその写しに支店又は従たる事務所の記載があるときは の送付は、提示、送付又は送信された書類又はその写しに記載されている相手方の住居又は本 前項第一号ロ、ホ及びへ並びに第二号ロ及びハに掲げる方法による携帯音声通信端末設備等

[3~5 同上]

(代表者等の本人確認の方法)

法第三条第二項の規定による代表者等の本人確認の方法は、次に掲げるいずれかの方法|第四条 法第三条第二項の規定による代表者等の本人確認の方法は、次に掲げるいずれかの方法

とする。

[削る] 略

# ☐ <u>:</u>

- 集積回路に記録された当該情報の送信を受ける方法 情報の送信を受けるとともに、当該代表者等の写真付き本人確認書類に組み込まれた半導体 代表者等から、携帯音声通信事業者が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像
- ともに、当該半導体集積回路に記録されている代表者等の住居にあてて、相手方との役務提 号口2)に掲げる書類に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報の送信を受けると 供契約の締結に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法 代表者等から、携帯音声通信事業者が提供するソフトウェアを使用して、次条第一項第一
- 五 代表者等から次条第一項第一号二に掲げる書類 (一を限り発行又は発給されたものを除く 。)の送付を受けるとともに、当該書類に記載されている代表者等の住居にあてて、相手方 との役務提供契約の締結に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方

[削る]

## 略

- 電子署名に係る電子証明書を受信する方法 代表者等から、 電子署名が行われた相手方との役務提供契約の締結に関する情報及び当該
- 項第三号に規定するもの(一を限り発行又は発給されたものを除く。)の送付を受けるとと 出者に限る。この号及び次号において同じ。)から次条第一項第一号へに掲げる書類又は同 代表者等(住民基本台帳法の適用を受けない者及び同法第十七条第三号に規定する国外転 当該書類に記載されている代表者等の住居にあてて、相手方との役務提供契約の締結
- る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法 に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法 当該写しに記載されている代表者等の住居にあてて、相手方との役務提供契約の締結に係 代表者等から次条第一項第一号又は第三号に規定する書類の写しの送付を受けるとともに
- 2 が当該代表者等に当該文書を交付することをもって代えることができる。 は当該半導体集積回路に記録されている代表者等の住居において、携帯音声通信事業者の職員 約の締結に係る文書の送付は、提示若しくは送付された書類若しくはその写しに記載され、又 前項第二号、第四号、第五号、 第八号又は第九号に掲げる方法による相手方との役務提供契

#### 略

# (本人確認書類

第五条 第三条第一項及び前条第一項に規定する方法において、携帯音声通信事業者が提示、送|第五条 第三条第一項及び前条第一項に規定する方法において、携帯音声通信事業者が提示、 付又は送信を受ける書類(以下「本人確認書類」という。)は、次の各号に掲げる区分に応じ それぞれ当該各号に定めるもののいずれかとする。ただし、第一号イからハまで、ホ及びへ

[一・二 同上]

- 画像情報の送信を受ける方法 代表者等から、携帯音声通信事業者が提供するソフトウェアを使用して、特定本人確認用
- 集積回路に記録された当該情報の送信を受ける方法 情報の送信を受けるとともに、当該代表者等の写真付き本人確認書類に組み込まれた半導体 代表者等から、携帯音声通信事業者が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像

[新設]

五.

- れている代表者等の住居にあてて、相手方との役務提供契約の締結に係る文書を書留郵便等 により転送不要郵便物等として送付する方法 (一を限り発行又は発給されたものを除く。) の送付を受けるとともに、当該書類に記載さ 代表者等から次条第一項第一号二若しくはへに掲げる書類又は同項第三号に規定するもの
- る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法 代表者等から次条第一項第一号又は第三号に規定する書類の写しの送付を受けるとともに 当該写しに記載されている代表者等の住居にあてて、相手方との役務提供契約の締結に係

同上

[新設]

[新設]

### [新設]

2

書の送付は、提示又は送付された書類に記載されている代表者等の住居において、携帯音声通 信事業者の職員が当該代表者等に当該文書を交付することをもって代えることができる。 前項第二号、 第五号又は第六号に掲げる方法による相手方との役務提供契約の締結に係る文

#### 3 同上

、それぞれ当該各号に定めるもののいずれかとする。ただし、第一号イからハまで、ホ及びへ 付又は送信を受ける書類(以下「本人確認書類」という。)は、次の各号に掲げる区分に応じ

並びに第二号ロに掲げる書類並びに第三号に規定するものにあっては携帯音声通信事業者が提 業者が提示又は送付を受ける日前六月以内に作成されたものに限る。 示、送付又は送信を受ける日において有効なものに、その他の書類にあっては携帯音声通信事

- 自然人(第三号に規定する外国人を除く。)
- 運転免許証その他の本人確認書類として次に掲げるもの

る法律第二条第七項に規定する個人番号カード (ロ2)において単に「個人番号カード」 書」という。) 又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関す 号)第七条第一項に規定する特別永住者証明書(ロ2)において単に「特別永住者証明 る在留カード(ロ2)において単に「在留カード」という。)、日本国との平和条約に基 という。)(いずれも当該自然人の写真があるものに限る。) づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十九条の三に規定す

# [ロ・ハ 略]

該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があり、 共団体の長の住民基本台帳の氏名、住所その他の事項を証する書類をいう。)又はこれら じられたものに限る。 印鑑登録証明書、戸籍の附票の写し、住民票の写し、住民票の記載事項証明書(地方公 類するもの(官公庁から発行され、 又は発給された書類その他これに類するもので、 かつ、 偽造を防止するための措置が講

# [ホ・ヘ 略]

# 三・三略

2

月日の記載があり、その日が携帯音声通信事業者が提示又は送付を受ける日前六月以内のもの 間又は有効期限のある第五号及び第六号に掲げるものにあっては携帯音声通信事業者が提示又 約の締結の際におけるものと異なるときは、相手方又は代表者等から次に掲げる書類(有効期 がないとき又は本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路の住居の情報の記録が役務提供契 を受けることにより当該本人確認書類又はその写しの内容を補い、本人確認を行うことができ 自然人に限る。)若しくは同法第十七条第三号に規定する国外転出者又は外国に本店若しくは は前条第一項第八号若しくは第九号に掲げる方法により住民基本台帳法の適用を受けない者 に限る。)のいずれかの提示又は送付(第三条第一項第一号チ若しくはリ若しくは第二号へ又 は送付を受ける日において有効なものに、その他のものにあっては領収日付の押印又は発行年 くは主たる事務所の所在地が役務提供契約の締結の際におけるものと異なるとき、住居の記載 主たる事務所を有する法人に係る本人確認を行う場合にあっては、送付又はその写しの送付) 携帯音声通信事業者は、本人確認書類若しくはその写しに記載された住居若しくは本店若し

> 示、送付又は送信を受ける日において有効なものに、その他の書類にあっては携帯音声通信事 並びに第二号ロに掲げる書類並びに第三号に規定するものにあっては携帯音声通信事業者が提 業者が提示又は送付を受ける日前六月以内に作成されたものに限る。

- 自然人(第三号に規定する外国人を除く。)
- 運転免許証その他の本人確認書類として次に掲げるもの

限る。) 書」という。) 又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関す 号)第七条第一項に規定する特別永住者証明書(ロ2)において単に「特別永住者証明 づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一 る在留カード(ロ2)において単に「在留カード」という。)、日本国との平和条約に基 において単に「個人番号カード」という。)(いずれも当該自然人の写真があるものに る法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第七項に規定する個人番号カード(ロ2) 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十九条の三に規定す

## 同上

# [ロ・ハ 同上]

公共団体の長の住民基本台帳の氏名、住所その他の事項を証する書類をいう。 印鑑登録証明書、戸籍の附票の写し、住民票の写し又は住民票の記載事項証明書(地方

# [ホ・ヘ 同上]

# 三・三 同上]

認書類又はその写しの内容を補い、本人確認を行うことができる。 月日の記載があり、その日が携帯音声通信事業者が提示又は送付を受ける日前六月以内のもの 間又は有効期限のある第五号及び第六号に掲げるものにあっては携帯音声通信事業者が提示又 約の締結の際におけるものと異なるときは、相手方又は代表者等から次に掲げる書類(有効期 がないとき又は本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路の住居の情報の記録が役務提供契 くは主たる事務所の所在地が役務提供契約の締結の際におけるものと異なるとき、住居の記載 に限る。)のいずれかの提示若しくは送付又はその写しの送付を受けることにより当該本人確 は送付を受ける日において有効なものに、その他のものにあっては領収日付の押印又は発行年 携帯音声通信事業者は、本人確認書類若しくはその写しに記載された住居若しくは本店若し

二~六 同上

(本人確認記録の記録事項)

2 前項第三号イ又は第四号イの本人確認を行った日付とは、次の各号に掲げる方法に応じ、 れぞれ当該各号に定める日付とする。 そ

一 第三条第一項第一号ハ又は第四条第一項第三号に規定する方法 該送信を受けた日 携帯音声通信事業者が当

号のいずれかに規定する方法(第三条第一項第二号ハ及びニにあっては、括弧書に規定する 方法に限る。) しくはへのいずれか又は第四条第一項第二号、第四号から第六号まで、第八号若しくは第九 第三条第一項第一号ロ、ニからへまで、チ若しくはリのいずれか、第二号ロからニまで若 携帯音声通信端末設備等が相手方又は代表者等に送達又は交付された日

事業者が電子証明書を受信した日 第三条第一項第一号ト、第二号ホ又は第四条第一項第七号に規定する方法 携帯音声通信

声通信事業者が登記情報の送信を受けた日 第三条第一項第二号ハに規定する方法(同号ハ括弧書に規定する方法を除く。) 携帯音

第三条第一項第二号ニに規定する方法(同号ニ括弧書に規定する方法を除く。

声通信事業者が公表事項を確認した日

略

(本人確認に用いた書類等の保存)

第十条 携帯音声通信事業者は、相手方若しくは代表者等から第五条第一項及び第二項に規定す が終了した日から三年間保存するものとする。 は登記情報若しくは公表事項若しくはその写しを、 受けたとき、登記情報の送信を受けたとき又は公表事項を確認したときは、 同条第一項第一号ロ20に掲げる書類に組み込まれた半導体集積回路に記録された情報の送信を る書類の写しが送付されたとき、本人確認用画像情報若しくは写真付き本人確認書類若しくは 本人確認記録と関連付けて、役務提供契約 当該写し、情報又

2 略

(譲渡時本人確認の方法等)

第十一条 それぞれ当該各号に定める方法とする。

等とみなされる自然人を含む。) 自然人(法第五条第二項において読み替えて準用する法第三条第三項の規定により譲受人 次に掲げる方法のいずれか

イ・ロ

[削る]

付き本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報の送信を受ける方 して、本人確認用画像情報の送信を受けるとともに、当該自然人又はその代表者等の写真 当該自然人又はその代表者等から、携帯音声通信事業者が提供するソフトウェアを使用

(本人確認記録の記録事項

第八条

| 2 前項第三号イ又は第四号イの本人確認を行った日付とは、次の各号に掲げる方法に応じ、 れぞれ当該各号に定める日付とする。 そ

二 第三条第一項第一号ハ又は二に規定する方法 携帯音声通信事業者が当該送信を受けた日

三 第三条第一項第一号ロ又はホからトまでのいずれか若しくは第二号ロ若しくはハ又は第四 方又は代表者等に送達又は交付された日 条第一項第二号から第五号までのいずれかに規定する方法 携帯音声通信端末設備等が相手

受信した日 第三条第一項第一号チ又は第二号二に規定する方法 携帯音声通信事業者が電子証明書を

[新設]

兀

[新設]

携帯音

[同上]

(本人確認に用いた書類等の保存)

|第十条||携帯音声通信事業者は、相手方若しくは代表者等から第五条第一項及び第二項に規定す る書類の写しが送付されたとき又は特定本人確認用画像情報、本人確認用画像情報若しくは写 するものとする。 当該写し又は情報を、 真付き本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路に記録された情報の送信を受けたときは、 本人確認記録と関連付けて、 役務提供契約が終了した日から三年間保存

2 同上

、譲渡時本人確認の方法等)

法第五条第一項の総務省令で定める方法は、次の各号に掲げる譲受人等の区分に応じ 第十一条 法第五条第一項の総務省令で定める方法は、次の各号に掲げる譲受人等の区分に応じ それぞれ当該各号に定める方法とする。

等とみなされる自然人を含む。) 次に掲げる方法のいずれか 自然人(法第五条第二項において読み替えて準用する法第三条第三項の規定により譲受人

[イ・ロ 同上]

| 当該自然人又はその代表者等から、携帯音声通信事業者が提供するソフトウェアを使用 して、特定本人確認用画像情報の送信を受ける方法

二 当該自然人又はその代表者等から、携帯音声通信事業者が提供するソフトウェアを使用 付き本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報の送信を受ける方 して、本人確認用画像情報の送信を受けるとともに、当該自然人又はその代表者等の写真

する方法 する方法 する方法 する方法 する方法 であてて、契約者の名義変更に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付にあてて、契約者の名義変更に係る文書を書留郵便等により転送れている譲受人等の住居当該情報の送信を受けるとともに、当該半導体集積回路に記録されたして、第五条第一項第一号ロ⑵に掲げる書類に組み込まれた半導体集積回路に記録されたして、第五条第一項第一号ロ⑵に掲げる書類に組み込まれた半導体集積回路に記録されたして、第五条第一項第一号ロ⑵に掲げる書類に組み込まれた半導体集積回路に記録された。

して送付する方法等の住居にあてて、契約者の名義変更に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等とは発給されたものを除く。)の送付を受けるとともに、当該書類に記載されている譲受人は発給されたものを除く。)の送付を受けるとともに、当該書類に記載されている譲受人、当該自然人又はその代表者等から第五条第一項第一号二に掲げる書類(一を限り発行又、当該自然人又はその代表者等から第五条第一項第一号二に掲げる書類(一を限り発行又、

[削る]

# へ [略]

## 下||-

変更に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法付を受けるとともに、当該書類に記載されている譲受人等の住居にあてて、契約者の名義の書類又は同項第三号に規定するもの(一を限り発行又は発給されたものを除く。)の送外転出者に限る。リにおいて同じ。)又はその代表者等から第五条第一項第一号へに掲げ、判断は対し、は民基本台帳法の適用を受けない者及び同法第十七条第三号に規定する国際にのである。

名義変更に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法の送付を受けるとともに、当該写しに記載されている譲受人等の住居にあてて、契約者の男・当該自然人又はその代表者等から第五条第一項第一号又は第三号に規定する書類の写し

二 法人 次に掲げる方法のいずれか

[イ 戦]

約者の名義変更に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法類に支店又は従たる事務所の所在地の記載があるときは、これらを含む。) にあてて、契とともに、当該書類に記載されている譲受人等の本店又は主たる事務所の所在地(当該書口 当該法人の代表者等から第五条第一項第二号又は第三号に規定する書類の送付を受ける

約者の名義変更に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法)受けるときは、当該方法に加え、当該法人の本店又は主たる事務所の所在地にあてて、契有する役員として登記されていない法人の代表者等に限る。)と対面しないで当該申告を法人から登記情報の送信を受ける方法(当該法人の代表者等(当該法人を代表する権限を法人から登記情報の送信を受ける方法(当該法人の代表者等(当該法人を代表する権限を法人から登記情報の送信を受ける方法(当該法人の代表者等)と対面しないで当該申告を受け、かつ、電気通信回線による登記情報の提供に関する法律第三条第二項に規定する指定は、かつ、電気通信回線による登記情報の提供に関する法律第三条第二項に規定する指定は、対している。

[新設]

ホ

書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法ともに、当該書類に記載されている譲受人等の住居にあてて、契約者の名義変更に係る文項第三号に規定するもの (一を限り発行又は発給されたものを除く。) の送付を受けると当該自然人又はその代表者等から第五条第一項第一号ニ若しくはへに掲げる書類又は同

名義変更に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法の送付を受けるとともに、当該写しに記載されている譲受人等の住居にあてて、契約者の当該自然人又はその代表者等から第五条第一項第一号又は第三号に規定する書類の写し

ト 同上

/ [同上]

新設

新設]

二 法人 次に掲げる方法のいずれか

「イ 同上

送付する方法 一)にあてて、契約者の名義変更に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として 類に支店又は従たる事務所の所在地の記載があるときは、これらを含む。ハにおいて同じ 類に支店又は従たる事務所の所在地の記載があるときは、これらを含む。ハにおいて同じ とともに、当該書類に記載されている譲受人等の本店又は主たる事務所の所在地(当該書 」当該法人の代表者等から第五条第一項第二号又は第三号に規定する書類の送付を受ける

[新設]

[新設]

けるとともに、当該法人に係る公表事項を確認する方法(当該法人の代表者等と対面しか

当該法人の代表者等から当該法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の申告を受

いで当該申告を受けるときは、当該方法に加え、当該法人の本店又は主たる事務所の所在

3 5 項 五条第一 行う場合において準用する。この場合において必要な技術的読替えは、次の表のとおりとする 規定
読み替える ことをもって代えることができる。 おいて、携帯音声通信事業者の職員が当該譲受人等に契約者の名義変更に係る文書を交付する は主たる事務所(当該書類に支店又は従たる事務所の記載があるときは、これらを含む。)に 等に関する法律第三十九条第四項の規定により公表されている譲受人等の住居又は本店若しく は、提示若しくは送付された書類若しくはその写しに記載され、当該半導体集積回路に記録さ びニにあっては、括弧書に規定する方法に限る。)による契約者の名義変更に係る文書の送付 第五条第二 項 第四条、第五条及び第七条から前条までの規定は、携帯音声通信事業者が譲渡時本人確認を 前項第一号口、 ヘホ 略 [削る] 当該登記情報に記録され、又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用 第一項第三号に規定する書類の写しの送付を受けるとともに、当該写しに記載されている 付する方法) 相手方の本店又は主たる事務所の所在地にあてて、 地にあてて、 により転送不要郵便物等として送付する方法 当該法人(外国に本店又は主たる事務所を有する法人に限る。)の代表者等から第五条 役務提供契約の締結 第三条第一項及び 第三条第一項第 相手方 読み替えられる字句 ニ、ホ、チ及びリ並びに第二号ロからニまで及びへに掲げる方法(同号ハ及 契約者の名義変更に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送 号 読み替える字句 契約者の名義変更 第十一条第一項及び 第十一条第一項第一号手 譲受人等 携帯音声通信端末設備等を書留郵便等 |6 第四条、第五条及び第七条から前条までの規定は、携帯音声通信事業者が譲渡時本人確認を 2 [3~5 同上] 行う場合において準用する。この場合において必要な技術的読替えは、次の表のとおりとする 項五条第一 をもって代えることができる。 たる事務所(当該書類に支店又は従たる事務所の記載があるときは、これらを含む。)におい 文書の送付は、提示又は送付された書類に記載されている譲受人等の住居又は本店若しくは主 て、携帯音声通信事業者の職員が当該譲受人等に契約者の名義変更に係る文書を交付すること 規定 項 第五条第二 読み替える 二 | る方法 前項第一号口、 [同上] ↑ 当該法人の代表者等から第五条第一項第二号又は第三号に規定する書類の写しの送付を [新設] あてて、契約者の名義変更に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付す 受けるとともに、当該写しに記載されている譲受人等の本店又は主たる事務所の所在地に 第三条第一項 相手方 読み替えられる字句 役務提供契約の締結 ホ及びへ並びに第二号ロ及びハに掲げる方法による契約者の名義変更に係る 読み替える字句 契約者の名義変更 譲受人等 第十一条第一項

								項第八条第二			項第八条第一	[略]	
第三条第四項	第三条第一項第二号	第三条第一項第二号	第三条第一項第一号	相手方	<b>備等</b> 携帯音声通信端末設	ロ 第三条第一項第一号	第三条第一項第一号	イ 第三条第一項第一号	[略]	者等が締結した	[略]		チ
第十一条第四項	第十一条第一項第二号二	第十一条第一項第二号ハ	第十一条第一項第一号卜	譲受人等	契約者の名義変更に係る文書	第十一条第一項第一号口	第十一条第一項第一号ハ	第十一条第一項第一号イ	[略]	契約者の名義変更が代表者等により行われた	[略]		
								項第八			項 第	同上	
				_		_		八 条 第 二			八 条 第 一	占.	
第三条第四項			第三条第一項第一号	相手方	備等 携帯音声通信端末設	第三条第一項第一号		条第二の第三条第一項第一号	[同七]	代表者等が締結した当該役務提供契約を	条第一 [同上]	上]	

											2 第
第八条第二	1		項別人条第一	[略]			項 第五条第二	項五条第一	[略]	規定	[略] [略] [略] [略] [略] [略] [ 1
第三条第一項第一号	[略]	者等が締結した役務提供契約を代表	[略]		チ 第三条第一項第一号	相手方	[略]	第三条第一項及び		読み替えられる字句	おいて必要な技術的読者及び第二項、第五条、第五条、第五条、第五条、第五条、第五条、第五条、第五条、第五条、第五条
第十一条第一項第一号イ	[餁]	契約者の名義変更が代表者等により行われた	[略]		第十一条第一項第一号手	譲受人等	[略]	第十一条第一項及び		読み替える字句	大学者等が譲渡時本人確認を行う場合において準用は、媒介業者等が譲渡時本人確認を行う場合において準用され、媒介業者等が本人確認を行う場合において準用する、 第一項及び第二項、第五条、第七条、第八条(第二人は、媒介業者等が本人確認を行う場合において準用する。
第八条第二			項 第八条第一	同上			項第五条第二	項 第 五 条 第 一	同上	規定	2 第
第三条第一項第一号	[同上]	代表者等が締結した当該役務提供契約を	[同上]			相手方	[同上]	第三条第一項		読み替えられる字句	(第四号を除く。)並びに第十条の規定は、第四号を除く。)並びに第十条の規定、第四号を除く。)並びに第十条の規一表同上]。この場合において必要な技術的読書、表同上]。この場合において必要な技術的読書、表同上]。
第十一条第一項第一号イ	[同上]	契約者の名義変更が代表者等により行われた	[同上]			讓受人等	[同上]	第十一条第一項		読み替える字句	「原生」 「一条第一項及び第二項の規定は、媒介業者等が譲渡時本人確認を行う場合において準用 で第四号を除く。)並びに第十条の規定は、媒介業者等が譲渡時本人確認を行う場合において準用 で第四号を除く。)並びに第十条の規定は、媒介業者等が本人確認を行う場合において準用する。この場合において必要な技術的読替えは、次の表のとおりとする。 「表同上」 「表同上」 「表一項及び第二項、第五条、第七条、第八条(第二項第四号を除く。)、第十条並び 「表同上」 「表一項及び第二項、第五条、第七条、第八条(第二 「表一項及び第二項、第五条、第七条、第八条(第二 「表一」 「一」 「一」 「一」 「一」 「一」 「一」 「一」 「

(契約者の本人	[略]								項
(契約者の本人特定事項の確認の方法)		第三条第一項第二号	第三条第一項第二号	第三条第一項第一号	相手方	備等 携帯音声通信端末設	ロ 第三条第一項第一号	第三条第一項第一号	<i>1</i>
		第十一条第一項第二号ニ	第十一条第一項第二号ハ	第十一条第一項第一号ト	讓受人等	契約者の名義変更に係る文書	第十一条第一項第一号口	第十一条第一項第一号ハ	

第十三条 2 分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により契約者の本人特定事項の確認を行うものとす おそれがあると認められる場合には、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる契約者の区 き契約者が遠隔の地に居住することその他の事由により、当該契約者に著しく不利益を及ぼす 携帯音声通信事業者は、本人確認書類の提示を受ける方法により本人特定事項の確認をすべ 略 第十三条

自然人(みなし契約者を除く。) 次に掲げる方法のいずれか

郵便物等として送付する方法 げる書類(一を限り発行又は発給されたものを除く。)の送付を求める旨を通知した上で 送付する方法その他の適当な方法により、相当の期間を定めて第五条第一項第一号二に掲 れている当該自然人の住居にあてて、契約者確認に係る文書を書留郵便等により転送不要 当該自然人に対して、本人確認記録に記録されている当該自然人の住居にあてて書面を 当該自然人又はその代表者等から当該書類の送付を受けるとともに、当該書類に記載さ

同上					項
		_		r	
	第三条第一項第一号	相手方	備等備等通信端末設	第三条第一項第一号	1
	第十一条第一項第一号卜	讓受人等	契約者の名義変更に係る文書	第十一条第一項第一号口	

(契約者の本人特定事項の確認の方法)

| 2 携帯音声通信事業者は、本人確認書類の提示を受ける方法により本人特定事項の確認をすべ 分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により契約者の本人特定事項の確認を行うものとす おそれがあると認められる場合には、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる契約者の区 き契約者が遠隔の地に居住することその他の事由により、当該契約者に著しく不利益を及ぼす 同上

自然人(みなし契約者を除く。) 次に掲げる方法のいずれか

イ

除く。)の送付を求める旨を通知した上で、当該自然人又はその代表者等から当該書類の くはへに掲げる書類又は同項第三号に規定するもの(一を限り発行又は発給されたものを 送付する方法その他の適当な方法により、相当の期間を定めて第五条第一項第一号ニ若し 認に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法 送付を受けるとともに、当該書類に記載されている当該自然人の住居にあてて、契約者確 当該自然人に対して、本人確認記録に記録されている当該自然人の住居にあてて書面を

て、契約者確認に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法ら当該書類の送付を受けるとともに、当該書類に記載されている当該自然人の住居にあてら当該書類の送付を受けるとともに、当該書類に記載されている当該自然人の住居にあて五条第一項第一号へに掲げる書類又は同項第三号に規定するもの(一を限り発行又は発給五条第一項第一号へに掲げる書類又は同項第三号に規定するもの(一を限り発行又は発給人の住居にあてて書面を送付する方法その他の適当な方法により、相当の期間を定めて第外転出者に限る。ハにおいて同じ。)に対して、本人確認記録に記録されている当該自然外転出者に限る。ハにおいて同じ。)に対して、本人確認記録に記録されている当該自然外転出者に限る、ハにおいて同じ。)に対して、本人確認記録に記録されている当該自然

## ハ [略]

二 法人 次に掲げる方法のいずれか

#### [イ略]

一 当該法人(外国に本店又は主たる事務所を有する法人に限る。)に対して、本人確認記
 一 みなし契約者 次に掲げる方法のいずれか
 一 おは、人の本店又は主たる事務所の所在地にあるときは、これらを含む。)にあてて、契額に支店又は従たる事務所の所在地の記載があるときは、これらを含む。)にあてて、契額に支店又は従たる事務所の所在地の記載があるときは、これらを含む。)にあてて、契額に支店又は従たる事務所の所在地の記載があるときは、これらを含む。)にあてて、製工をいる当該等しに記載されている当該法人の本店又は主たる事務所の所在地にあてて書面を送付する方数に記録されている当該法人の本店又は主たる事務所の所在地にあてて書面を送付する方数に記録されている当該法人の本店又は主たる事務所の所在地にあてて書面を送付する方数に記録されている当該法人(外国に本店又は主たる事務所を有する法人に限る。)に対して、本人確認記

あてて、契約者確認に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法から当該書類の送付を受けるとともに、当該書類に記載されているみなし契約者の住居に限り発行又は発給されたものを除く。)の送付を求める旨を通知した上で、みなし契約者より、相当の期間を定めてみなし契約者に係る第五条第一項第一号二に掲げる書類(一をイ 国等に対して、当該国等の所在地等にあてて書面を送付する方法その他の適当な方法に

国等(当該国等に係るみなし契約者が住民基本台帳法の適用を受けない者又は同法第十 国等(当該国等に係るみなし契約者が住民基本台帳法の適用を受けない者又は同法第十 可住居にあてて、契約者確認に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付の住居にあてて、契約者に係る第五条第一項第一号へに掲げる書類又は同項第三号に規定するもめてみなし契約者に係る第五条第一項第一号へに掲げる書類又は同項第三号に規定するもめてみなし契約者に係る第五条第一項第一号へに掲げる書類又は同項第三号に規定するもが、 「一を限り発行又は発給されたものを除く。」の送付を求める旨を通知した上で、みない。 「一を限り発行又は発給されたものを除く。」の送付を求める旨を通知した上で、みない。 「一を限り発行又は発給されたものを除く。」の送付を求める旨を通知した上で、みない。 「一を限り発行又は発給されたものを除く。」の送付を求める旨を通知した上で、みない。 「一を限り発行又は発給されたものを除く。」の送付を求める旨を通知した上で、みない。 「一を限り発行又は発給されたものを除く。」の送付を求める旨を通知した上で、みない。 「一を限り発行とは発行を表する事態である」といる。 「一を限り発行といるのでは、対して、当該国等に係るみなし契約者が住民基本台帳法の適用を受けない者又は同法第十

### ハ [略]

う場合において準用する。この場合において必要な技術的読替えは、次の表のとおりとする。3 第三条第二項及び第五条の規定は、携帯音声通信事業者が契約者の本人特定事項の確認を行

規定	読み替える
	読み替えられる字句
	読み替える字句

[新設]

# 口 [同上]

二 法人 次に掲げる方法のいずれか

# [イ 同上]

不要郵便物等として送付する方法
不要郵便物等として送付する方法
不要郵便物等として送付する方法
の本店又は主たる事務所の所在地(当該書類に支店又は従たる事務所の所在地の記載が法人の代表者等から当該写しの送付を受けるとともに、当該写しに記載されている当該法条第一項第二号又は第三号に規定する書類の写しの送付を求める旨を通知した上で、当該所在地にあてて書面を送付する方法その他の適当な方法により、相当の期間を定めて第五所主地にあてて書面を送付する方法

三 みなし契約者 次に掲げる方法のいずれか

より転送不要郵便物等として送付する方法
類に記載されているみなし契約者の住居にあてて、契約者確認に係る文書を書留郵便等に類に記載されているみなし契約者の住居にあてて、契約者確認に係る文書を書留郵便等にを求める旨を通知した上で、みなし契約者から当該書類の送付を受けるとともに、当該書書類又は同項第三号に規定するもの(一を限り発行又は発給されたものを除く。)の送付まり、相当の期間を定めてみなし契約者に係る第五条第一項第一号二若しくはへに掲げるより、相当の期間を定めてみなし契約者に係る第五条第一項第一号二若しくはへに掲げるより、相当の期間を定めてみなし契約者に係る第五条第一項第一号二若しくはへに掲げる

#### 新設

# 口[同上]

う場合において準用する。この場合において必要な技術的読替えは、次の表のとおりとする。3 第三条第二項及び第五条の規定は、携帯音声通信事業者が契約者の本人特定事項の確認を行

読み替える字句	読み替えられる字句	規定 替える

2 第 一 表 ぼ き ・ 十 ・				•		
(代表者等の本人特定事項( 計一四条 [略] 2 携帯音声通信事業者は、 き代表者等が遠隔の地に居 き代表者等が遠隔の地に居 で、当該代表者等 した上で、当該代表者等 した上で、当該代表者等 した上で、当該代表者等 した上で、当該代表者等 した上で、当該代表者等 した上で、当該代表者等 した上で、当該代表者等 した上で、当該代表者等			項五条第二	略		項 第 三 条 第 二
(代表者等の本人特定事項の確認の方法) ・ (代表者等の本人特定事項の確認の方法) ・ 携帯音声通信事業者は、本人確認書類の提示を代表者等が違隔の地に居住することその他のき代表者等の本人特定事項の確認を行うものとする。を代表者等の体内に対して、本人確認記録に記録される方法その他の適当な方法により、相当の期る方法その他の適当な方法により、相当の期る方法その他の適当な方法により、相当の期る方法との他の適当な方法により、相当の規定を対した上で、当該代表者等から当該書類の送付した上で、当該代表者等から当該書類の送行代表者等の住居にあてて、契約者確認に係るて送付する方法 ・ 契約者(その代表者等が住民基本台帳法ので定する国外転出者に限る。次号において同じ	第一項第八号若しく 第一項第八号若しく は第二号へ又は前条 が表しくはリ若しく	相手方	略		[略]	前項第一号ロ、ニ、 第二号ロからニまで 反びへに掲げる方法 (同号ハ及びニにあっては、括弧書に規 っては、括弧書に規
(議の適用を受ける方法により本人特定事項の確認を 前項の規定にかかわらず、次に掲げる方法によ 前項の規定にかかわらず、次に掲げる方法によ 前項の規定にかかわらず、次に掲げる方法によ 前項の規定にかかわらず、次に掲げる方法によ 前項の規定にかかわらず、次に掲げる方法によ 前項の規定にかかわらず、次に掲げる方法によ 前項の規定にかかわらず、次に掲げる方法によ 前項の規定にかかわらず、次に掲げる方法によ 前項の規定にかかわらず、次に掲げる方法によ 前項の規定にかかわらず、次に掲げる方法によ 前項の規定にかかわらず、次に掲げる方法によ 前項の規定にかかわらず、次に掲げる方法によ 前項の規定にかかわらず、次に掲げる方法によ 前項の規定にかかわらず、次に掲げる方法によ 前項の規定にかかわらず、次に掲げる方法によ 前項の規定にかかわらず、次に掲げる方法によ	若しくはハ 第十三条第二項第一号ロ若しくはハ又は第三号ロ	契約者	[略]		[盤]	項各号項各号の場合の対象に第二号の対象に第二
2 第十四条 表者等の を書の 一 を書の 一 を表表 を表表 を表表 を表表 を表表 を表表 を表表 を表表 を表表 を			項第			
新設] 新設] 新設] 新設] 新設] 新設] 新設] 新設]			項第五条第二	同上		項 第 三 条 第 二
(教者等の本人等) (記書)		相手方	五条第	[同上]	[恒七]	項
(教者等の本人等) (記書)		相手方契約者	五条第二	[同上]	[同十]	三条第二前項第一号ロ、ホ及びへ並びに第二号ロ及びハ
経者等の本人特別を を表すが遠隔の本人特別を をともに、当 とともに、当 とともに、当			五条第二 [同上] [同	[同上]	回]	三条第二前項第一号ロ、ホ及びへ並びに第二号ロ及びハ

者等から当該書類の送付を受けるとともに、当該書類に記載されている代表者等の住居にあ めてその代表者等に係る第五条第一項第一号へに掲げる書類又は同項第三号に規定するもの 当該契約者の住居にあてて書面を送付する方法その他の適当な方法により、 (一を限り発行又は発給されたものを除く。 契約者確認に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法 )の送付を求める旨を通知した上で、当該代表 相当の期間を定

[略]

3 行う場合において準用する。この場合において必要な技術的読替えは、次の表のとおりとする 第四条第二項及び第五条の規定は、携帯音声通信事業者が代表者等の本人特定事項の確認を

A る 読み替えられる字句 読み替える字句 に略] [略] [略] [略] [略] [略] [略] [略] [略] [略] [	第十四条第二項第二号又は第三号	は第九号 第一項第八号若しくは第二号へ又は前条 第一項第八号若しく	
読み替えられる字句は第九号、第八号又は第九号、第八号又に解している字句を表する。	契約者	相手方	
読み替えられる字句前項第二号、第四号、第五号、第八号又は第九号	[略]	[略]	項第五条第二
読み替えられる字句前項第二号、第四号が第五号、第八号又は第九号			[略]
読み替えられる字句前項第二号、第八号又は第九号	[略]	[略]	
読み替えられる字句	第十四条第一項第二号又は第二項各号	第一、第一、第一、第一、第一、第一、第一、第一、第一、第一、第一、第一、第一、第	項第四条第二
	読み替える字句	読み替えられる字句	規定 替える

同上

3 行う場合において準用する。この場合において必要な技術的読替えは、次の表のとおりとする 第四条第二項及び第五条の規定は、携帯音声通信事業者が代表者等の本人特定事項の確認を

	; ; ;	:
規定規定る	読み替えられる字句	読み替える字句
項第四条第二	号まで 引車第二号から第四	第十四条第一項第二号及び第二項各号
	[同上]	[厄上]
[匝半]		
項 第五条第二	[同上]	[同上]
	相手方	契約者

(貸与時本人確認の方法)

第十九条 法第十条第一項の総務省令で定める方法は、次の各号に掲げる貸与の相手方の区分に|第十九条 法第十条第一項の総務省令で定める方法は、次の各号に掲げる貸与の相手方の区分に 応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

契約者とみなされる自然人をいう。以下同じ。)を除く。)

時みなし契約者(法第十条第二項において読み替えて準用する法第三条第三項の規定により

次に掲げる方法のいずれか

自然人(第十七条の規定により旅券等又は船舶観光上陸許可書を提示した外国人及び貸与

(貸与時本人確認の方法)

契約者とみなされる自然人をいう。以下同じ。)を除く。) 時みなし契約者(法第十条第二項において読み替えて準用する法第三条第三項の規定により [イ 同上] 自然人(第十七条の規定により旅券等又は船舶観光上陸許可書を提示した外国人及び貸与 次に掲げる方法のいずれか

- の送付を受けるとともに、次に掲げるいずれかの措置を講ずる方法書類、一を限り発行又は発給されたものを除く。)の提示又は当該自然人若しくはその代第一号口、ハ、ニ若しくはへに規定する書類の提示、当該代表者等から同号ホに規定する書類の提示、当該代表者等から同号ホに規定する書類の提示、当該代表者等から同号ホに規定する書類の提示、当該代表者等から同号ホに規定する書類の提示、当該代表者等から同号ホに規定する書類の提示、当該代表者等から同号ホに規定する書類の提示、当該自然人又はその代表者等から第二十四条において読み替えて準用する第五条第一項
- して送付する措置

  以下「貸与時通話可能端末設備等」という。)を書留郵便等により転送不要郵便物等と以下「貸与時通話可能端末設備等」という。)を書留郵便等により転送不要郵便物等と該自然人との貸与契約に係る通話可能端末設備等又は当該貸与契約の締結に係る文書(受けることを約し、かつ、当該書類に記載されている貸与の相手方の住居にあてて、当受けることを約し、かつ、当該書類に記載されている貸与契約に係る代金の支払いをは預金口座からの振込み若しくは振替の方法により当該貸与契約に係る代金の支払いを出て送付する措置
- を本人限定受取郵便等により送付する措置② 当該書類に記載されている貸与の相手方の住居にあてて、貸与時通話可能端末設備等

#### [削る]

- 認書類に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報の送信を受ける方法確認用画像情報の送信を受けるとともに、当該自然人又はその代表者等の写真付き本人確一 当該自然人又はその代表者等から、貸与業者が提供するソフトウェアを使用して、本人
- 便等により送付する方法 一個等により送付する方法 一個等により送付する方法 一個等により送付する方法 一個等により送付する方法 一個等により送付する方法 一個等により送付する方法 一個等において読み替えて準用する第五条第一項第一号ロ②に掲げる書類に組み込まれた 一個等において読み替えて準用する第五条第一項第一号ロ②に掲げる書類に組み込まれた 一個等において読み替えて準用する第五条第一項第一号ロ②に掲げる書類に組み込まれた 一個等により送付する方法

# ホ・ヘ 略」

- 書類の写しの送付を受けるとともに、次に掲げるいずれかの措置を講ずる方法第一項第一号へ若しくは第三号に規定する書類又は同項第一号若しくは第三号に規定する外転出者に限る。) 又はその代表者等から第二十四条において読み替えて準用する第五条・ 当該自然人(住民基本台帳法の適用を受けない者及び同法第十七条第三号に規定する国
- 能端末設備等を本人限定受取郵便等により送付する措置 当該書類又はその写しに記載されている貸与の相手方の住居にあてて、貸与時通話可

#### 二略

三 貸与時みなし契約者 次に掲げる方法のいずれか

- ずる方法

  ずる方法

  であり発行又はその写しの送付を受けるとともに、次に掲げるいずれかの措置を講規定する書類若しくはその写しの送付を受けるとともに、次に掲げるいずれかの措置を講表者等から第二十四条において読み替えて準用する第五条第一項第一号若しくはその代第一号ロ、ハ、ニ若しくはへに規定する書類の提示、当該代表者等から同号ホに規定する当該自然人又はその代表者等から第二十四条において読み替えて準用する第五条第一項当該自然人又はその代表者等から第二十四条において読み替えて準用する第五条第一項
- により転送不要郵便物等として送付する措置 ちゃうこう を書留郵便等与契約の締結に係る文書(以下「貸与時通話可能端末設備等」という。)を書留郵便等 は手方の住居にあてて、当該自然人との貸与契約に係る通話可能端末設備等又は当該貸相手方の住居にあてて、当該自然人との貸与契約に係る通話可能端末設備等又は当該貸与契約に係る代用する方法又は預金口座からの振込み若しくは振替の方法により当該貸与契約に係る代用する方法又は預金口座からの振込み若しくは振替の方法により当該貸与契約に係る代出する方法又は預金口座からの振込み若しくは振替の方法により当該貸与契約に係る代出する方法又は預金口座からの振込み若しくは振替の方法により当該貸与契約に係る代出する方法又は預金口座がある。
- 能端末設備等を本人限定受取郵便等により送付する措置」当該書類又はその写しに記載されている貸与の相手方の住居にあてて、貸与時通話可
- | 本人確認用画像情報の送信を受ける方法 | 当該自然人又はその代表者等から、貸与業者が提供するソフトウェアを使用して、特定

#### 「新設

[ホ・ヘ 同上]

## [新設]

# 三同上

三 貸与時みなし契約者 次に掲げる方法のいずれか

イ 略

等として送付する方法

の相手方の住居にあてて、貸与時通話可能端末設備等を書留郵便等により転送不要郵便物の相手方の住居にあてて、貸与時通話可能端末設備等を書留郵便等に記載されている貸与時外なし規定する書類(一を限り発行又は発給されたものを除く。)の提示又は当該貸与時みなし規定する書類の提示、代表者等から同号ホに第五条第一項第一号ロ、ハ、ニ若しくはへに規定する書類の提示、代表者等から同号ホに第五条第一項第一号ロ、ハ、ニ若しくはへに規定する書類の提示、代表者等から同号ホに第五条第一項第一号ロ、ハ、ニ若しくはへに規定する書類の提示、代表者等から同号ホに第五条第一項第一号ロ、ハ、ニ若しくはへに規定する書類の提示、代表者等から同号ホに

[削る]

略

り転送不要郵便物等として送付する方法 半導体集積回路に記録されている貸与の相手方の住居にあてて、貸与時通話可能端末設備等を書留郵便等によ計四条において読み替えて準用する第五条第一項第一号ロ20に掲げる書類に組み込まれた当該自然人又はその代表者等から、貸与業者が提供するソフトウェアを使用して、第二 当該自然人又はその代表者等から、貸与業者が提供するソフトウェアを使用して、第二

小・へ 略]

郵便物等として送付する方法 郵便物等として送付する方法 「規定する国外転出者に限る。」又はその代表者等から第二十四条において読み替えて準 用する第五条第一項第一号へ若しくは第三号に規定する書類又は同項第一号若しくは第三 用する第五条第一項第一号へ若しくは第三号に規定する書類又は同項第一号若しくは第三 用する第五条第一項第一号へ若しくは第三号に規定する書類又は同項第一号若しくは第三 用する第五条第一項第一号へ若しくは第三号に規定する書類又は同項第一号若しくは第三 目前を受けない者及び同法第十七条第三号

法人 次に掲げる方法のいずれか

兀

. イ 略

話可能端末設備等を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法があるときは、これらを含む。以下この条及び次条において同じ。)にあてて、貸与時通手方の本店又は主たる事務所の所在地(当該書類に支店又は従たる事務所の所在地の記載規定する書類の送付を受けるとともに、当該書類又はその写しに記載されている貸与の相規定する書類の送付を受けるとともに、当該書類又はその写しに記載されている貸与の相当該法人の代表者等から第二十四条において読み替えて準用する第五条第一項第二号に1

、貸与時通話可能端末設備等を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法)受けるときは、当該方法に加え、貸与の相手方の本店又は主たる事務所の所在地にあてて有する役員として登記されていない法人の代表者等に限る。)と対面しないで当該申告を法人から登記情報の送信を受ける方法(当該法人の代表者等(当該法人を代表する権限をけ、かつ、電気通信回線による登記情報の提供に関する法律第三条第二項に規定する指定け、かつ、電気通信回線による登記情報の提供に関する法律第三条第二項に規定する指定の当該法人の代表者等から当該法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の申告を受

けるとともに、当該法人に係る公表事項を確認する方法(当該法人の代表者等と対面しな当該法人の代表者等から当該法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の申告を受

. イ 同上

留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

「日本の写しに記載されている貸与の相手方の住居にあてて、貸与時通話可能端末設備等を書若しくは第三号に規定する書類若しくはその写しの送付を受けるとともに、当該書類又は契約者又はその代表者等から第二十四条において読み替えて準用する第五条第一項第一号規定する書類(一を限り発行又は発給されたものを除く。)の提示又は当該貸与時みなし第五条第一項第一号ロ、ハ、ニ若しくはへに規定する書類の提示、代表者等から同号ホに第五条第一項第一号ロ、ハ、ニ若しくはへに規定する書類の提示、代表者等から同号ホに当該貸与時みなし契約者又はその代表者等から第二十四条において読み替えて準用する当該貸与時みなし契約者又はその代表者等から第二十四条において読み替えて準用する

本人確認用画像情報の送信を受ける方法 当該自然人又はその代表者等から、貸与業者が提供するソフトウェアを使用して、特定

同上

新設」

[ホ・ヘ 同上]

[新設]

法人 次に掲げる方法のいずれか

兀

[イ 同上]

て、貸与時通話可能端末設備等を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法所在地の記載があるときは、これらを含む。以下この条及び次条において同じ。)にあている貸与の相手方の本店又は主たる事務所の所在地(当該書類に支店又は従たる事務所の規定する書類又はその写しの送付を受けるとともに、当該書類又はその写しに記載されて当該法人の代表者等から第二十四条において読み替えて準用する第五条第一項第二号に

[新設]

送付する方法)
所在地にあてて、貸与時通話可能端末設備等を書留郵便等により転送不要郵便物等としていて当該申告を受けるときは、当該方法に加え、貸与の相手方の本店又は主たる事務所の

### ホ [略]

3 貸与業者は、法人である貸与の相手方について、第一項第四号口から二までに規定する方法 3 貸与業者は、法人である貸与の相手方について、第一項第四号口から二までに規定する方法 3 貸与業者は、法人である貸与の相手方について、第一項第四号口から二までに規定する方法 3 貸与業者は、法人である貸与の相手方について、第一項第四号口から二までに規定する方法 3 貸与業者は、法人である貸与の相手方について、第一項第四号口から二までに規定する方法 3 貸与業者は、法人である貸与の相手方について、第一項第四号口から二までに規定する方法 3

所にあてて、貸与時通話可能端末設備等を送付することができる。 定する書類又はその写しの提示又は送付を受けて、当該書類又はその写しに記載されている場をする書類又はその写しの提示又は送付を受けて、当該書類又はその写しに記載されている場等一項第三号ロ、二又は卜に規定する方法により貸与時本人確認を行う場合において、当該貸第一項第三号口、二又は卜に規定する方法により貸与時本人確認を行う場合において、当該貸第一項第三号口、二又は卜に規定する方法により貸与時本人確認を行う場合において、(資与業者は、貸与時みなし契約者(第二十二条第三号及び第七号で規定するもののために現

### 5略

(代表者等の貸与時本人確認の方法)

貸与時本人確認の方法は、次に掲げるいずれかの方法とする。 第二十条 法第十条第二項において読み替えて準用する法第三条第二項の規定による代表者等の

#### 略

不要郵便物等として送付する方法
お等の住居にあてて、貸与の相手方との貸与契約の締結に係る文書を書留郵便等により転送者等の住居にあてて、貸与の相手方との貸与契約の締結に係る文書を書留郵便等により転送条第一項第一号二に規定する書類の送付を受けるとともに、当該書類に記載されている代表条第一項第一号二に規定する書類の提示又は代表者等から第二十四条において読み替えて準用する第五条第一項第一号口、ハ、二若し二 代表者等から第二十四条において読み替えて準用する第五条第一項第一号口、ハ、二若し二

# ハ同上

能端末設備等を交付することをもって代えることができる。若しくは主たる事務所の所在地において、貸与業者の職員が当該貸与の相手方に貸与時通話可送付は、提示又は送付された書類又はその写しに記載されている貸与の相手方の住居又は本店 前項第一号口⑴、第三号口又は第四号口に規定する方法による貸与時通話可能端末設備等の

てて、貸与時通話可能端末設備等を送付することができる。 でて、貸与時通話可能端末設備等を送付することができる。 でて、、送与時通話可能端末設備等を送付することができる。 でて、、送与時通話可能端末設備等を送付することができる。 でて、、大である貸与の相手方について、第一項第四号中に規定する方法により貸与 でて、、大の世のをのにした。 でで、一つでは一つでは一つでで、その日が貸与業者が提示又は送付を受ける日前六月以内のものに限る。 でで、一つでで、その他のものに、その他のものに、その他のものに、との他のものに、との他のものに、との他のものに、との他のものに、との世が第一方に、といる当該法人の本時本人確認を行う場合において、送付された書類又はその写しに記載されている当該法人の本時本人確認を行う場合において、送付された書類又はその写しに記載されている当該法人の本時本人確認を行う場合において、送付された書類又はその写しに記載されている当該法人の本時本人確認を行う場合において、送付された書類又はその写しに記載されている当該法人の本時本人確認を行う場合において、送付された書類又はその写しに記載されている当該法人の本時本人確認を行う場合において、送付された書類又はその写して記載されている当該法人の本時本人確認を行う場合において、第一項第四号中に規定する方法により貸与

4 貸与時通話可能端末設備等を送付することができる。 又はその写しの提示又は送付を受けて、当該書類又はその写しに記載されている場所にあてて 契約者の住居に代えて、第二十四条において読み替えて準用する第五条第二項に規定する書類 第一項第三号口に規定する方法により貸与時本人確認を行う場合において、当該貸与時みなし に貸与契約の締結の任に当たっている自然人を除く。以下この項において同じ。)について、 4 貸与業者は、貸与時みなし契約者(第二十二条第三号及び第七号で規定するもののために現

# 5 同上

(代表者等の貸与時本人確認の方法)

貸与時本人確認の方法は、次に掲げるいずれかの方法とする。 第二十条 法第十条第二項において読み替えて準用する法第三条第二項の規定による代表者等の

#### 同上

与契約の締結に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法に、当該書類又はその写しに記載されている代表者等の住居にあてて、貸与の相手方との貸条第一項第一号若しくは同項第三号に規定する書類若しくはその写しの送付を受けるとともくはへに規定する書類の提示又は代表者等から第二十四条において読み替えて準用する第五二 代表者等から第二十四条において読み替えて準用する第五二 代表者等から第二十四条において読み替えて準用する第五条第一項第一号ロ、ハ、ニ若し

第二十一条 法第十条第二項において読み替えて準用する法第四条第一項の総務省令で定める事 項は、次の各号に掲げるものとする。 書を交付することをもって代えることができる。 集積回路に記録されている代表者等の住居において、 る文書の送付は、提示若しくは送付された書類若しくはその写しに記載され、又は当該半導体 Ŧ. [削る] [一~三 略] (貸与時本人確認記録の記録事項) 前項第二号、第四号又は第七号に規定する方法による貸与の相手方との貸与契約の締結に係 等により転送不要郵便物等として送付する方法 第三号に規定する書類又は第二十四条において読み替えて準用する第五条第一項第一号若し 該電子署名に係る電子証明書を受信する方法 物等として送付する方法 居にあてて、貸与の相手方との貸与契約の締結に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便 記録された当該情報の送信を受ける方法 を受けるとともに、当該代表者等の写真付き本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路に れている代表者等の住居にあてて、貸与の相手方との貸与契約の締結に係る文書を書留郵便 出者に限る。)から第二十四条において読み替えて準用する第五条第一項第一号へ若しくは れた当該情報の送信を受けるとともに、当該半導体集積回路に記録されている代表者等の住 えて準用する第五条第一項第一号ロ②に掲げる書類に組み込まれた半導体集積回路に記録さ くは第三号に規定する書類の写しの送付を受けるとともに、当該書類又はその写しに記載さ 貸与契約を代表者等が締結したときは、当該代表者等に係る次に掲げる事項 貸与の相手方に係る次に掲げる事項 代表者等から、電子署名が行われた貸与の相手方との貸与契約の締結に関する情報及び当 「イ〜ニ 略」 代表者等から、貸与業者が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報の送信 代金の支払い方法を特定するに足りる事項 で貸与時本人確認を行ったときは、引受番号等 代表者等(住民基本台帳法の適用を受けない者及び同法第十七条第三号に規定する国外転 代表者等から、貸与業者が提供するソフトウェアを使用して、第二十四条において読み替 ロからニまでに掲げる方法(同号ハ及びニにあっては、括弧書に規定する方法に限る。) 第十九条第一項第一号ロ⑴又は卜⑴に規定する方法で貸与時本人確認を行ったときは、 第十九条第一項第一号ロ、ニ、ホ若しくはト、第三号ロ、ニ、ホ若しくはト又は第四号 前条第一項第二号、 第五号又は第七号に規定する方法で貸与時本人確認を行っ 貸与業者の職員が当該代表者等に当該文 |第二十一条||法第十条第二項において読み替えて準用する法第四条第一項の総務省令で定める事 2 3 者等に当該文書を交付することをもって代えることができる。 項は、次の各号に掲げるものとする。 示又は送付された書類に記載されている代表者等の住居において、 □〜三 同上] [新設] [新設] (貸与時本人確認記録の記録事項) 前項第二号に規定する方法による貸与の相手方との貸与契約の締結に係る文書の送付は、提 五 同上] [新設] ホ 第十九条第一項第一号ロ若しくはハ、第三号ロ若しくはハ又は第四号ロに掲げる方法で 記録された当該情報の送信を受ける方法 を受けるとともに、当該代表者等の写真付き本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路に 送信を受ける方法 同上 [イ〜ニ 同上] 貸与の相手方に係る次に掲げる事項 代表者等から、貸与業者が提供するソフトウェアを使用して、 貸与契約を代表者等が締結したときは、 代表者等から、貸与業者が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報の送信 払い方法を特定するに足りる事項 貸与時本人確認を行ったときは、引受番号等 第十九条第一項第一号口(1)に規定する方法で貸与時本人確認を行ったときは、 第二十条第一項第二号又は第三号に規定する方法で貸与時本人確認を行ったときは、 当該代表者等に係る次に掲げる事項 貸与業者の職員が当該代表 特定本人確認用画像情報の

引

代金の支

第四号、

六 貸与契約を次条に規定する者と締結したときは、当該貸与でたときは、引受番号等

- 与の相手方を特定するに足りる事項 ちの相手方の名称その他の当該貸六 貸与契約を次条に規定する者と締結したときは、当該貸与の相手方の名称その他の当該貸
- した方法及び交付した時刻他の当該者を特定するに足りる事項、当該貸与の相手方又は当該代表者等であることを確認也の当該者を特定するに足りる事項、当該貸与の相手方又は当該代表者等であることを確認七年第十九条第二項又は前条第二項に規定する方法で交付したときは、交付した者の氏名その
- 確認した方法本人確認記録に記録されている者と当該貸与の相手方又は当該代表者等が同一であることを本人確認記録に記録されている者と当該貸与の相手方又は当該代表者等が同一であることを八、第十九条第五項又は前条第三項に規定する方法で貸与時本人確認を行ったときは、貸与時一
- じ、それぞれ当該各号に定める日付とする。 | 2 前項第四号イ又は第五号イの貸与時本人確認を行った日付とは、次の各号に掲げる方法に応 | 2
- 定する方法 貸与業者が当該提示を受けた日 第十九条第一項第一号イ、第二号、第三号イ若しくは第四号イ又は前条第一項第一号に規
- 該送信を受けた日 第十九条第一項第一号ハ、第三号ハ又は前条第一項第三号に規定する方法 貸与業者が当
- 可能端末設備等が貸与の相手方又は代表者等に届いた日第十九条第一項第四号ハ及びニにあっては、括弧書に規定する方法に限る。) 貸与時通話四号口からニまで又は前条第一項第二号、第四号、第五号若しくは第七号に規定する方法 (三 第十九条第一項第一号ロ、二、ホ若しくはト、第三号ロ、ニ、ホ若しくはト、若しくは第 三
- 与業者が電子証明書を受信した日四 第十九条第一項第一号へ、第三号へ、第四号ホ又は前条第一項第六号に規定する方法 貸
- 業者が登記情報の送信を受けた日五 第十九条第一項第四号ハに規定する方法(同号ハ括弧書に規定する方法を除く。) 貸与
- | 第十九条第一項第四号ニに規定する方法(同号ニ括弧書に規定する方法を除く。) 貸与業者が公表事項を確認した日
- る。この場合において必要な技術的読替えは、次の表のとおりとする。| |第二十四条 ||第五条及び第七条の規定は、貸与業者が貸与時本人確認を行う場合において準用す

この場合し	この場合しまい。東男が主後自言者とい	から着のではいっている
規定読み替える	読み替えられる字句	読み替える字句
[略]		
項第五条第二	[略]	[盤]

受番号学

- 当該貸与の相手方を特定するに足りる事項 貸与契約を第二十二条に規定する者と締結したときは、当該貸与の相手方の名称その他の
- 確認した方法及び交付した時刻その他の当該者を特定するに足りる事項、当該貸与の相手方又は当該代表者等であることを七 第十九条第二項又は第二十条第二項に規定する方法で交付したときは、交付した者の氏名
- とを確認した方法 与時本人確認記録に記録されている者と当該貸与の相手方又は当該代表者等が同一であるこ 与時本人確認記録に記録されている者と当該貸与の相手方又は当該代表者等が同一であるこ人 第十九条第五項又は第二十条第三項に規定する方法で貸与時本人確認を行ったときは、貸
- 5、それぞれ当該各号に定める日付とする。 前項第四号イ又は第五号イの貸与時本人確認を行った日付とは、次の各号に掲げる方法に応
- に規定する方法 貸与業者が当該提示を受けた日 第十九条第一項第一号イ、第二号、第三号イ若しくは第四号イ又は第二十条第一項第一号
- 当該送信を受けた日 第十九条第一項第一号ハ若しくはニ又は第三号ハ若しくはニに規定する方法 貸与業者が
- 又は代表者等に届いた日条第一項第二号若しくは第三号に規定する方法 貸与時通話可能端末設備等が貸与の相手方三 第十九条第一項第一号口若しくはハ、第三号口若しくはハ、若しくは第四号ロ又は第二十三

[新設]

新設

(準用) 第十九条第五項又は第二十条第三項に規定する方法 貸与業者が当該照合を行った日面 第十九条第五項又は第二十条第三項に規定する方法 貸与業者が当該照合を行った日

る。この場合において必要な技術的読替えは、次の表のとおりとする。第二十四条 第五条及び第七条の規定は、貸与業者が貸与時本人確認を行う場合において準用す

規定	読み替えられる字句	読み替える字句
[區斗]		
項第五条第二	[上三]	[旧山]

<b></b>	削る一般			
長中の「	り別	[略]		
一つ己或及が対象見官の			本人確認を行う	相手方第三条第一項第一号第三条第一項第八号若しくはり若しくはり若しくはり若しくがある。
の己敢をが対象見官の二重筹象を対した悪己邪分を余く全本と対した筹泉は主己である。のは、これのは、「おいない」という。			貸与時本人確認を行う	第二十条第一項第七号第二十条第一項第七号
泉 よ 主 三 己	第		<u> </u>	
である。 のは、「附則 第二項、第十二	・ 六 所 則 ・ 条 則 ・ の 第	[恒4]		
「附則第十三条第二項(附則第十二条第一項及び第二項が			本人確認を行う	相手方
第十三条第二項(附則第十四条において準用する場合を含む。)」とする。  条第一項及び第二項並びに第二十四条において準用する場合を含む。)」とある。			貸与時本人確認を行う	貸与の相手方

附

則

令和八年四月一日から施行する。